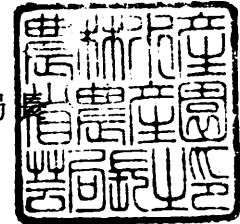


12農産第1010号  
平成12年2月28日

横浜植物防疫所長殿

農産園芸局



オランダ王国産おらんだいちご，きゅうり，とうがらし，  
トマト，なす，ぶどう，ペポかぼちゃ及びメロンの生果  
実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

今般，「オランダ王国産おらんだいちご，きゅうり，とうがらし，  
トマト，なす，ぶどう，ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する  
植物検疫実施細則」（平成10年2月5日 10農産第857号農産  
園芸局長通達）の一部を別紙のとおり改正したのでお知らせする。

については，本件の取扱いについて了知の上，遺憾のないよう取り  
計られたい。



2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア～ウ [略]

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(ク) [略]

(ケ) エンス(Ens)地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上。指定栽培施設数が3未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(コ) ボメルワード・ベチュエ(Bommelerwaard-Betuwe)地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計20トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が20以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計20トラップ以上。指定栽培施設数が20未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

(サ) ゼーフェンベルゲン(Zevenbergen)地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては指定栽培施設内において合計3トラップ以上。指定栽培施設数が3未満の場合にあってはすべての指定栽培施設に1トラップ以上設置すること。

2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

(1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、次により実施するものとする。

ア～ウ [略]

エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は、次のとおりとすること。

(ア)～(ク) [略]

(シ) ハーメレワード(Harmelewaard)地域

- a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において  
合計3トラップ以上
- b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあっては  
指定栽培施設内において合計3トラップ以  
上。指定栽培施設数が3未満の場合にあっ  
てはすべての指定栽培施設に1トラップ以  
上設置すること。

以下 [略]

以下 [略]